

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都町田市木曽東一丁目34番6号

氏名 株式会社三凌商事  
代表取締役 赤石 賢治〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

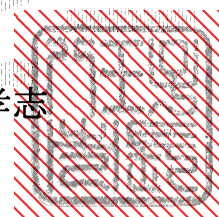
NO COPY

再複製無効  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 4年(2022年) 7月19日

八王子市長 石森 孝志

記



## 1 取り扱う一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物  
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず

(以上4種類)

家庭系一般廃棄物  
特定家庭用機器廃棄物  
(町田市内から排出されたものに限る)

(以上1種類)

## 2 収集・運搬の区別

収集・運搬(積替え保管を除く)  
※特定家庭用機器廃棄物は運搬のみ

## 3 運搬先

事業系一般廃棄物  
戸吹清掃工場及び多摩清掃工場  
(多摩清掃工場の区域に限る)  
八王子市一般廃棄物処分業許可業者処理施設  
その他の運搬先は裏面のとおり家庭系一般廃棄物  
市内指定引取場所

## 4 作業場所

八王子市域内

## 5 許可の有効期間

令和 4年 8月 1日から  
令和 6年 7月31日まで

(裏面あり)

(裏面)

許可第032号

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) ~~廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。~~
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) ~~「3 運搬先」におけるその他の運搬先は以下のとおり。~~

株式会社アルフォ 城南島飼料化センター (再生目的の厨芥に限る)  
施設所在地 東京都大田区城南島3-3-2

株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター (再生目的の厨芥に限る)  
施設所在地 東京都大田区城南島3-2-10

- (6) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変 更 事 項

| 変更年月日及び番号  | 件 名 | 変 更 内 容 | 印 |
|------------|-----|---------|---|
| 年 月 日<br>第 |     |         |   |
| 年 月 日<br>第 |     |         |   |
| 年 月 日<br>第 |     |         |   |
| 年 月 日<br>第 |     |         |   |
| 年 月 日<br>第 |     |         |   |

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。